

第1章 韓国における産業廃棄物・リサイクル政策

鄭 城尤¹

第1節 廃棄物・リサイクルに関連する中・長期的計画および法令

韓国における環境管理は、1977年に制定された「環境保全法」を中心にして行われてきた。1990年の同法の廃止とともに、関係法規の細分化が進み、「大気環境保全法」や「水質環境保全法」などというように、汚染原因別による管理が図られた。そのうち、「環境政策基本法」は、「環境権」や「汚染者負担原則」を規定するなど、基本法としての地位を有している。

「固形廃棄物」の効率的管理のために、「廃棄物管理法」が1986年に公布・施行された。同法においては、廃棄物の定義や分類基準などの廃棄物管理における全般的な事項が規定されている。1990年代に入ると、リサイクル促進のために、「資源の節約と再活用促進に関する法律」が、そして、「バーゼル条約」の国内履行のために、「廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律」が制定されるなど、廃棄物関連法規の整備が行われるようになった。

韓国における産業（事業場）廃棄物・リサイクル関連の基本的法令は、以下の通りである。

表1 韓国における産業廃棄物・リサイクル関連の法令

法令 / 最終改正	概要	原文（韓国語）へのリンク
廃棄物管理法（1986）/2003.12.30	廃棄物分類基準、廃棄物処理基準、廃棄物処理計画などを規定	「環境部」のウェブ・サイト www.me.go.kr の法令パートで検索可能。
資源の節約と再活用促進に関する法律（1992）/2005.3.31	包括的リサイクル政策の方向、預置金制度、廃棄物賦課金制度などを規定	
廃棄物の国家間移動及びその処理に関する法律（1994）/2001.1.16	「バーゼル条約」の国内履行を目標として制定	
廃棄物処理施設設置及び周辺地域支援等に関する法律（1995）/2004.2.9	NIMBY現象に対応するために制定。廃棄物処理施設選定の際、地域住民の参加などを規定	
首都圏埋立地管理公社の設立および運営に関する法律（2000.2.21）	首都圏埋立地管理公社の設立と運営について規定	
建設廃棄物のリサイクル促進に関する法律（2003.12.31）	建設廃棄物の減量および適正処理や再生骨材の使用促進などを規定	

出所）筆者作成

¹ 北海道大学大学院経済学研究科博士課程

廃棄物管理の分野における長期計画としては、「廃棄物管理法」第8条に基づいた「国家廃棄物管理総合計画」が挙げられる。現在、第2次計画（対象期間：2002~11年）が実施中である。同計画は、廃棄物管理の分野における10年単位での政策方向を決定する最上位の計画としての地位を占めている。政策目標として、「持続可能な資源循環型経済社会基盤の確立」というテーゼを設定し、この目標を達成するために、五つの分野（廃棄物の最少化、廃棄物の資源化、廃棄物の安全管理、廃棄物管理の先進化、国際動向への対応）で、新たな政策の策定および執行が推進されている。第2次計画期間は、廃棄物管理の役割分担の見直しおよび競争体制の構築（2002~05年）、廃棄物インフラの構築およびその体制整備（2006~08年）、21世紀の新たな廃棄物管理体制の本格起動および政策診断（2009~11年）など、三つの時期に分けられ、中期計画が作成・執行されている。

第2節 廃棄物・リサイクル関連の省庁

韓国では、環境管理に関連する業務と機能は、中央と地方との間で分担して、遂行されている。つまり、中央官庁の一つである「環境部」は、環境関係法令の立案や規制の設定など、環境政策の制定を担当している一方で、その執行責任については、地方環境庁と地方自治体とが分担している。地方環境庁には、河川の水質を管理する四つの地方環境庁、地域を管轄する三つの地方環境庁、首都圏の大気管理を目的とした首都圏大気環境庁などがある。これらすべての庁については、環境影響圏別の環境管理計画の立案とその施行、環境汚染源の調査および汚染度測定・分析、指定廃棄物の管理などがその主な業務となっている。地方自治体は、管轄地域の環境保全対策の立案とその施行、生活廃棄物の収集・処理などを行なっている。

(1) 環境部 (Ministry of Environment, MOE)

「環境部」は、2005年現在、2室5局4官29課1企画官7担当官で構成されており、水・土壌・廃棄物などの環境がかかわる全分野を管轄している中央官庁である。5局のうち「資源循環局」は、「資源循環型の経済社会」を構築するための制度整備およびその施行に関する計画立案を主な目的としている。同局は担当分野により、「資源循環政策課」、「生活廃棄物課」、「産業廃棄物課」、「資源リサイクル課」という四つの課で構成されている。産業廃棄物の場合、一般的な管理については、「産業廃棄物課」が、減量化およびリサイクルに関する事項は、「資源リサイクル課」が担当している。

(2) 韓国環境資源公社 (Korea Environment & Resources Corporation, ENVICO)

「韓国環境資源公社法」に基づいて設立された機関である。「環境部」に属している傘下機関であり、環境政策と関連する実務的な管理・監督の機能を果たしている。廃棄物の発生抑制・リサイクルおよび適正処理のための事業を効率的に遂行することにより、「循環型資源管理システム」の構築に寄与するというのが、その設立目的となっている（「韓国環境資源公社法」第1条）。廃棄物の管理との関連では、「拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility)」制度の運営、産業（事業場）廃棄物の「適法処理証明システム (マニフェスト)」、「事業場廃棄物」の減量化制度の施行および管理、廃棄物交換利用制度などが同公社の主な業務内容となっている。そして、廃棄物のリサイクルに関する調査、統計管理

および情報の提供も同機関で行なっている。

第3節 業界団体やNGO

韓国では、おもに「放置廃棄物」（業者が処理を目的で保管している廃棄物で、法律で定められている期間を超えて、事業場内に放置されているもの。詳細は第9節参照）の効率的处理のために、産業（事業場）廃棄物の種類ごとに、四つの協会が組織されている。

(1) 韓国産業廃棄物処理協会（Korea Industrial Wastes Treatment Mutual-Aid Association）

「廃棄物管理法」第43条に基づいて、2001年に設立された。事業場廃棄物と放置廃棄物との自律的な処理および発生防止を図ることが設立の主な理由である。2006年1月現在、「放置廃棄物処理履行制度」（詳細第9節参照）の対象業者60のうち、44の業者が参加している。後述の「韓国廃棄物リサイクル協会」と比べると、焼却・埋立に従事する業者が大部分を占めている。スタッフは20名程度で、その内の8名が放置廃棄物の発生防止および処理に関わっている。2005年には廃棄物処理実態に関する調査内容をまとめて『廃棄物不法処理監視に関する白書（2002~2004）』を発刊した。そして『廃棄物処理』という雑誌も毎月刊行している。

(2) 韓国廃棄物リサイクル協会（Korea Waste Recycling Association）

廃棄物リサイクル事業者（中間処理業者およびリサイクル申告者[他の事業場で発生した廃棄物のリサイクル処理を行うための申告を行った者]）に対し、放置廃棄物の処理の履行を保証し、放置廃棄物の発生防止と共同処理とを目的にしている協会である。2006年1月現在、リサイクル業者1,300ヶ所程度、中間処理業者200ヶ所程度が会員社として参加している。常勤職が8名で、総計20名程度の人員により運営されている。

(3) 大韓建設廃棄物協会と大韓建設循環資源協会

「大韓建設廃棄物協会」は、放置廃棄物の発生抑制のための共同事業の推進をその業務としている協会で、「廃棄物管理法」第43条に基づいた組織である。「建設廃棄物のリサイクル促進に関する法令」の第47条の規定による、「建設廃棄物」における、処理業者の用役履行能力の評価および公示や制度改善の提案などもその業務である。「大韓建設廃棄物協会」には2006年1月現在、163の業者が参加している。そして、「大韓建設循環資源協会」には、240程度の業者が会員社として加入し、活動している。両協会は事務室も共同で使用しているし、業務も相互補完的である（第9節（2）参照）。

(4) 韓国感染性廃棄物協会

産業（事業場）廃棄物のうち、「感染性廃棄物」の適正処理と、「放置廃棄物」の処理および発生防止のための共済事業を目的としている協会である。主務官庁が「保険福祉部」から「環境部」へ移転されたことに伴い、2000年12月に設立された。2006年1月現在、「感染性廃棄物」を取り扱っている140の業者のうち、約37%（中間処理業者15ヶ所のうち5ヶ所、収集運搬業者125ヶ所のうち46ヶ所）の51ヶ所の業者が参加している。

(5) 資源循環社会連帯（ゴミ問題の解決のための市民運動協議会）

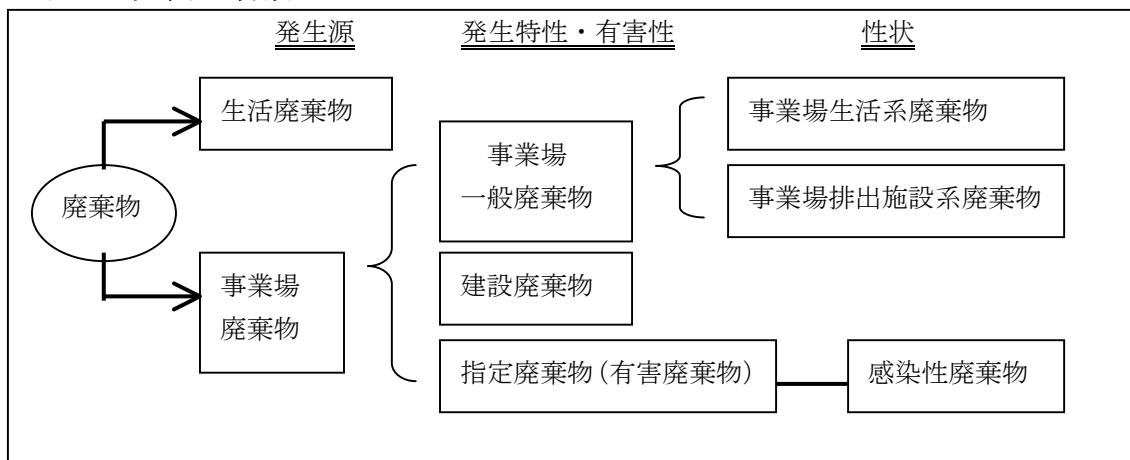
ゴミ問題に対する国民の環境意識喚起、ゴミ問題解決のための政策の提案・提示、リサイクル体制の構築などを目的として、1997年に設立された韓国の代表的なNGOである。約250の市民環境団体がネットワークの形で連携し、その運営が行われている。「補助金の予算及び管理に関する法律」にもとづき、政府から予算面の支援を受けている。事務局は六つの委員会で構成されており、産業廃棄物に関連するものとしては、「有害・産業廃棄物委員会」が運営されている。同委員会は、「有害廃棄物（廃蛍光灯、廃電池、アスベスト）」や「感染性廃棄物」などのモニタリング、「建設廃棄物」と「放置廃棄物」との実態調査および提案なども行ってきた。

第4節 廃棄物の定義

現在の韓国の「廃棄物管理法」においては、廃棄物は「ゴミ、燃焼財、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などで、人間の生活や事業活動に必要ではなくなった物質」として定義されている（「廃棄物管理法」第2条1項）。この規定からすると、ある物が廃棄物であるかどうか、ということについては、排出者の観点からの定義が行われていることが分かる。つまり、排出者ではない第三者に有用であるかどうかには関係なく、排出者の使用後、有償または無償で第三者に譲渡する場合にも、規定上では廃棄物として取り扱われるようになる。たとえば、自社で生産された欠陥製品を再び原料として使用する場合には、廃棄物として扱われないが、他社の欠陥製品を製品生産の原料として使う場合には、廃棄物として認定される、ということである。

「廃棄物管理法」では、廃棄物が「有害性」を基準にして、「一般廃棄物」と「特定廃棄物」とに区分・管理されていた。その後、1995年の同法の改正により、「発生源」概念が加わるようになり、「生活廃棄物」と「事業場廃棄物」とに大きく分けられた上で、管理が行われるようになった。有害な廃棄物は、「指定廃棄物」に分類され、収集・運搬・保管および処理に関する基準と方法とが、他の事業場廃棄物とは異なるものとされた。

図1. 廃棄物の分類



「生活廃棄物」とは、事業場廃棄物以外の廃棄物のことで、一般的に地方自治体にその処理責任がある。事業場廃棄物には、

- ・ 廃棄物を一日当たり 300kg 以上排出する事業場と、一連の作業で廃棄物を 5kg 以上排出する事業場とから発生する廃棄物（事業場生活系廃棄物）、
- ・ 「大気環境保全法」、「水質環境保全法」または「騒音・振動規制法」の規定により、排出施設を設置・運営する事業場と、下水・廃水・糞尿・畜産廃水処理施設を設置・運営する事業場とからの廃棄物（事業場排出施設系一般廃棄物）、
- ・ 建設工事で一日 5t 以上排出する事業場からの廃棄物（建設廃棄物）、
- ・ 廃油・廃酸など、周辺環境を汚染する廃棄物（指定廃棄物）、
- ・ 人体に有害である物質を含んでいる廃棄物（感染性廃棄物）、

が含まれている。事業場一般廃棄物のうち、「生活廃棄物」と性状が類似している廃棄物の場合は、地方自治体の条例により、「生活廃棄物」として収集・運搬・保管・処理することができる。「指定廃棄物」は、環境に対する有害性が高く、特別な管理が求められ、その対象は大統領令により定められている。つまり、韓国における「廃棄物管理法」は、事業場廃棄物の中でも「指定廃棄物」を有害廃棄物として位置づけて、管理および処理を行っている。2006 年現在、11 種類の「指定廃棄物」が認定されている。「感染性廃棄物」とは、人体組織などの摘出物、脱脂綿、実験動物の死体など、医療機関や実験・調査機関などから廃棄される、人体に害を与える物質のことで、大統領令で定められている廃棄物のことを示している。

指定廃棄物の分類体系を見ると、27 種の物質が規定されていることが分かる(図 2 参照)。廃合成高分子化合物 2 種類、汚泥類 2 種類、廃農薬、腐食性廃棄物 2 種類、有害物質含有の廃棄物 8 種類、廃有機溶剤 2 種類、廃ペイントおよび廃ラッカー、廃油、廃石綿 3 種類、PCB 含有廃棄物 2 種類、廃有毒物、感染性廃棄物などである。

表 2 汚泥類や廃吸着剤および廃吸収剤における有害物質の基準 (例)

種類	鉛またはその化合物	銅またはその化合物	砒素またはその化合物	水銀またはその化合物	カドミウムまたはその化合物	六価クロムまたはその化合物
基準	3mg 以上	3mg 以上	1.5mg 以上	0.005m 以上	0.3mg 以上	1.5mg 以上
種類	試案化合物	有機リン化合物	Tetrachloroethylene	Trichloroethylene	油成分	他環境部長官の公示する物質
基準	1mg 以上	1mg 以上	0.1mg 以上	0.3mg 以上	重量単位で 5%	
溶出試験	試料使用量	溶出装置	溶出溶媒	溶媒の pH	溶媒と試料との割合	溶出時間
	100g 以上	水平往復震湯機	蒸留水、HCL	5.8~6.3	1 : 10	6 時間

図2 指定廃棄物の種類

1. 特定施設で発生する廃棄物
 - ① 廃合成高分子化合物：i) 廃合成樹脂、ii) 廃合成ゴム
 - ② 汚泥類：水分含量が95%未満もしくは固形物含量が5%以上のものに限る。
 - i) 廃水処理汚泥、ii) 工程汚泥
 - ③ 廃農薬：農薬の製造・販売場で発生するものに限る。
2. 腐食性廃棄物
 - ① 廃酸：液体状態の廃棄物で、水素イオン濃度指数が2.0以下のもの。
 - ② 廃アルカリ：液体状態の廃棄物で、水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。
水酸化カリウムと水酸化ナトリウムを含む。
3. 有害物質含有廃棄物
 - ① スラグ：鉄鋼原石の使用による高炉スラグを除く。
 - ② 粉塵：大気汚染防止施設で捕集したのものに限る。焼却施設で発生したものは除く。
 - ③ 廃鋳型容器、
 - ④ 廃セラミックおよび陶磁器欠片
 - ⑤ 焼却材
 - ⑥ 安定化または固定化処理物
 - ⑦ 廃触媒
 - ⑧ 廃吸着剤および廃吸収剤
4. 廃有機溶剤
ハロゲン族および他廃棄有機溶剤
5. 廃ペイント・廃ラッカー
6. 廃油：油成分が5%以上含有したものを含む
7. 廃石綿
8. PCB含有廃棄物
 - ① 液体状態のもの：1ℓ当り2ppm以上含有するものに限る。
 - ② 液体以外のもの：溶出液1ℓ当り、0.003ppm以上含有のものに限る。
9. 廃有毒物
10. 感染性廃棄物：①組織物類：人体または動物から摘出・切断された物体、動物の死体、実験動物の死体と人体または動物の血・うみ・分泌物。②脱脂綿類：人体または動物の血・うみ・排泄物・分泌物または消毒薬の付いた脱脂綿・包帯・使い捨ておむつ・生理用品、③廃合成樹脂類：使い捨て注射器・授液セット、④病理系廃棄物：試験・検査などに使用された培養容器・廃試験管・スライド・血液瓶・廃手袋・廃血液、⑤損傷性廃棄物：注射針・手術用ナイフ・歯科用針、⑥混合感染性廃棄物：第①号と第⑤号との感染性廃棄物と混合・接触した廃棄物で、他の感染性廃棄物で分類されていない廃棄物。
11. 他に周辺環境を汚染させる有害物質として環境部長官が定め、公示する物質
汚泥類や廃吸着剤および廃吸収剤の場合は、含有される有害物質の量により、「指定廃棄物」に当てはまるかどうかが決められる。その基準は、廃棄物工程試験による溶出試験の結果、溶出液1ℓ当たりの量で定められている。溶出試験に関する試験方法や基準値を表2に例示する。

第5節 廃棄物の排出者の責任

事業場廃棄物の排出者には、「廃棄物管理法」第24条により、以下のことが基本的義務として規定されている。事業場廃棄物の排出者は、事業場内で発生するすべての廃棄物に対し、適正処理を行わなければならない。そして、生産工程における廃棄物減量化施設の設置、技術開発およびリサイクルなどの方法で、事業場廃棄物の発生を抑制しなければならない。また、廃棄物の収集・運搬・処理を委託する場合には、受託者の廃棄物収集・運搬・処理能力を確認する責務が課せられている（受託者の処理能力確認の義務）。委託者は委託契約を結んだ後、受託処理能力確認書の写しを、事業場廃棄物の「排出申告書」または「廃棄物処理計画書」に添付して、地方自治体や地方環境庁へ提出する。そして、事業場廃棄物の排出者は、一定の期間以内に事業場廃棄物の種類および発生量を地方自治体に申告する義務がある。申告した内容に変更が生じた場合にも、変更申告の義務がある。事業場廃棄物の排出者がその事業を譲渡したり、死亡したりした場合または法人の合併があった場合には、譲受人・相続人または合併後の法人は、当該事業場廃棄物に関連する権利・義務を承継する。

廃棄物の処理能力などを確認せずに、処理業者に委託し、処理業者が不法投棄など不適切な方法で処理を行なった場合、「廃棄物管理法」第24条に基づいて、排出者にその処理責任が課せられる（環境部作成の質疑応答集から：2005.5.12）。しかし、規定に従っている場合でも、処理業者の処理能力を確認できる書類を提出しないと、処理を開始することができないため、上記の問題は、実際には発生していない。つまり、2006年1月現在、排出者に対して不法放置廃棄物に関する責任を直接求めた、というケースはないようである。

第6節 廃棄物処理・処分業者

韓国では、他人の排出した廃棄物を請け負って処理を行なう際には、廃棄物処理業の許可またはリサイクル申告が求められている。廃棄物処理業は、廃棄物の種類により、収集・運搬業、中間処理業、最終処理業、総合処理業に分類されて、管理が行われている。

廃棄物処理業の許可を得るためには、「廃棄物処理事業計画書」に、①処理対象廃棄物の「収集・運搬および処理計画書」、②排出施設の「設置許可書」または申請時の添付書類、③焼却を業種にしている中間処理業と最終処理業との場合には、環境部長官の公示する事項を含んだ施設設置の「環境性調査書」を添付して、廃棄物処理施設設置予定地を管轄する地方自治体または地方環境官庁長（「指定廃棄物」の場合に限る）に提出し、「適合通告」を得なければならない。「適合通告」を得た業者は、業種・分野別に必要な施設および技術能力を獲得した上で、「適合通告」から2年（収集・運搬業の場合は6ヶ月、焼却または埋立施設の設置が必要な場合は3年）以内に、担当官庁からの許可を得なければならない。許可された廃棄物に限ってのみ、業者は収集、運搬および処理できる。各種施設および技術に関する基準は、「廃棄物管理法」の「施行規則別表6」に規定されている。また、交付された許可書に明記された廃棄物に限って、営業活動が許可される。

廃棄物処理業者は、引取った廃棄物を30日（感染性廃棄物の場合は5日）以内に処理しなければならない。廃棄物処理業者には、排出者との「委託契約書」を3年間保管する義務がある。そして、廃棄物の収集・運搬または処理の段階で、環境汚染を防止しなければならない。正当な理由なしに、排出者による廃棄物処理委託を拒否できない。また、廃棄

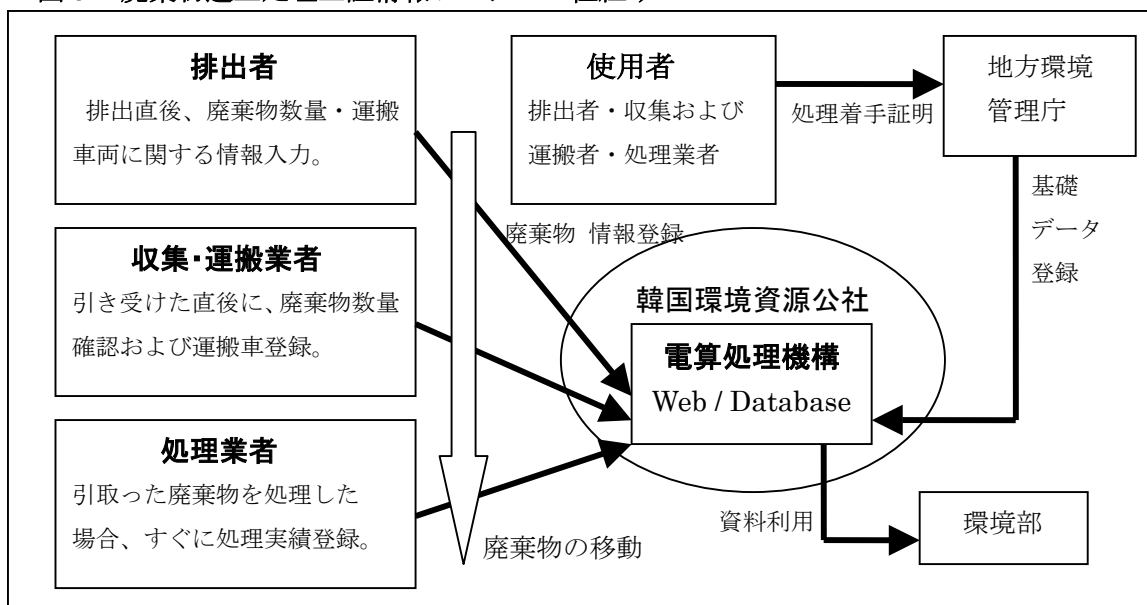
物処理業者（収集・運搬業者は除外）およびリサイクル申告者には、破産などにより生じる「放置廃棄物」の処理のために、「放置廃棄物処理履行保証」の履行が求められている（詳細は第9節参照）。

廃棄物処理業は、廃棄物の処理費用で営利活動を行なうという点で、請け負った廃棄物を製品製造への原料などとして再利用することを目的とするリサイクル申告者とは異なる法的地位を有している。つまり、廃棄物処理業者は、一定の施設を確保して、管轄官庁からの許可をあらかじめ得なければならない。とりわけ、感染性廃棄物を取り扱っている業者は、それを他の廃棄物と区別して、収集・運搬・処理する施設および事業場を設置・運営しなければならない。

第7節 マニフェスト制度

「指定廃棄物」を対象に、処理過程の透明性を確保するために、1999年の「廃棄物管理法」の改正により、「指定廃棄物の処理証明制」が導入された。その主な内容として、「指定廃棄物」の排出者は廃棄物に関する情報以外に、受託者から「受託確認書」を引き受けて、管轄機関に提出することなどがある。毎年2月末まで、前年度の「指定廃棄物」の処理に関する「実績報告書」を作成して、地方環境官庁に提出することとされていた。しかし、従来の「廃棄物引継書」または「廃棄物簡易引継書」による廃棄物管理は、作成、郵送などの手続きが複雑であり、適正処理を確認するためには、過大な費用と時間とが求められていた。そのため、廃棄物の排出から最終処理の段階までを、リアルタイムで確認し、効率的な廃棄物の管理を図るために、「廃棄物適法処理証明情報システム（電子マニフェスト制度）」が開発され、一年間のパイロット期間を経て、2002年9月から施行されている。

図3 廃棄物適正処理立証情報システムの仕組み



出所) 韓国環境資源公社の適法処理情報システムホームページ (<http://www.wms-net.or.kr>) から再構成

同システムの使用対象者は、減量化義務対象の事業場、患者 100 人以上の総合病院、「指定廃棄物」を年間 200 t 以上排出する事業場、「感染性廃棄物」を排出する事業場などである。2005 年現在、17,793 の業者が同システムを利用しているが、それへの加入は義務ではない。ただし、「指定廃棄物」の場合には、適法処理の証明が法律で義務付けられているため、加入率がほぼ 90%に達している。「指定廃棄物」の場合は、総委託処理量のうちの 84%が、「事業場一般廃棄物」の場合は、そのうちの 1.4%が、同システムによる委託処理が行われている。

上記のシステムの導入により、廃棄物処理業者は入力および処理状況を随時確認することができるようになった。「環境部」を始めとする行政官庁も、管轄業者の廃棄物引取情報に容易にアクセスすることが可能で、その指導・監督機能が円滑に機能するようになるものと期待される。

使用者は、「廃棄物処理計画書」や処理業の許可申請などを通じて、地方環境庁に最初の処理証明の手続きを行なう。環境管理庁は、使用者に関する情報を電算処理機構に登録する。その後、使用者は電算処理機構に使用者申請をする。電算処理機構は、処理着手証明情報と使用申請を比較・確認した上で、使用承認を行なう。電算処理機構に登録の手続きを済ませた業者には「廃棄物引継書」の作成義務が免除される。しかし、収集・運搬業者が廃棄物を引取った日から 5 日以上が経過しても、収集・運搬情報が登録されていない場合、処理業者が当該廃棄物を引取った日から 2 日以内に引取情報を登録しない場合、そして、処理業者が廃棄物を引取った日から一定の期間（「指定廃棄物」の場合は 30 日、「感染性廃棄物」の場合は 7 日）が経過しても、処理情報が電算機構に登録されていない場合には、事故引取情報に分類され、環境管理庁による指導・監督が行われることになっている。

第 8 節 廃棄物の排出・リサイクルの現状

「指定廃棄物」を含む事業場廃棄物は、漸次的に増加しつつある。そのなかでも、とくに、「建設廃棄物」は高い増加率を示している。2003 年度の場合、事業場廃棄物のなかでは、「建設廃棄物」がほぼ 60%を占めている。発生量に関するデータは次の通りである。

表 3 韓国における事業場廃棄物の発生量の推移（1999－2004）（単位：トン/日）

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
事業場一般	103,893	101,453	95,908	99,505	98,891	104,934
建設廃棄物	62,221	78,777	108,520	120,141	145,420	148,489
指定廃棄物	7,488	7,614	7,830	7,985	7,879	
事業場廃棄物総計	173,602	187,844	212,533	227,631	252,292	

近年の事業場廃棄物の処理における注目すべき変化は、リサイクルの増加傾向と埋立処理の割合の減少とである。2003 年の場合、リサイクル処理 79.6%、焼却 4.5%、埋め立て 11.6%、その他 4.3%という傾向が確認できる。

表4 韓国における事業場廃棄物の処理状況（1999－2003）（単位：トン/日）

事業場廃棄物	1999	2000	2001	2002	2003
発生量	173,602	187,844	212,533	227,631	252,292
リサイクル	125,990	138,035	158,776	172,323	200,829
焼却	8,893	11,757	12,112	10,892	11,338
埋立	30,573	29,904	32,343	34,303	29,377
その他	8,146	8,148	9,027	10,113	10,748

第9節 廃棄物・リサイクルに関するプログラムなど

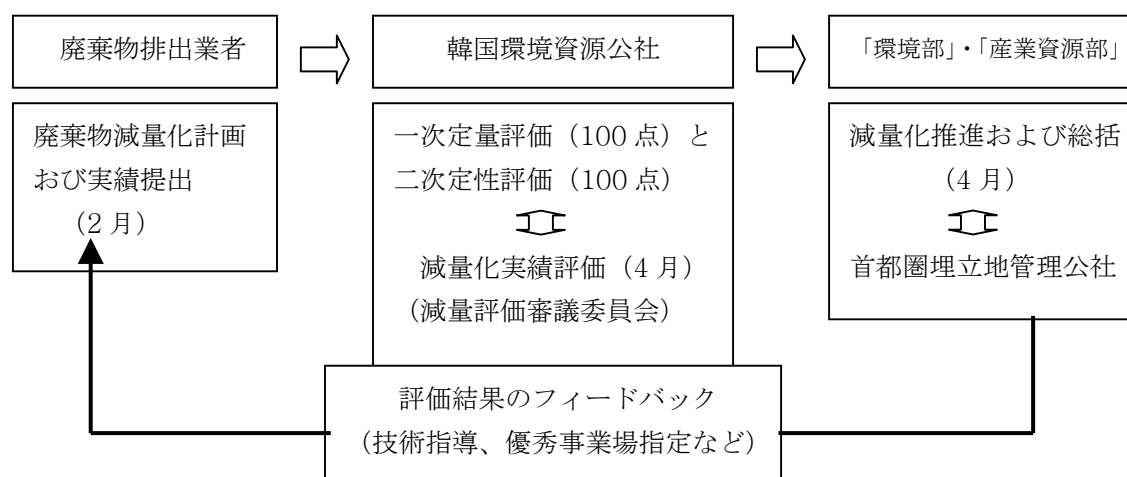
(1) 事業場廃棄物の減量化制度

事業場廃棄物減量化制度は、「廃棄物管理法」第24条第4項に基づいて施行されているもので、事業場廃棄物の発生抑制とそのリサイクルとを促進することを目的としている。その主な内容としては、廃棄物減量化の実績が優れている業者には、定期的な検査の免除などのインセンティブを提供し、減量化が進まない業者には、技術指導や各種減量化手法を指導することとされている。

「廃棄物の減量」というのは、「Pollution Prevention（汚染予防）」と一致する概念であり、廃棄物の発生抑制（投入量の削減、投入される財貨の物質代替、工程の改善）、廃棄物排出量と容量の削減（焼却などの処理過程による廃棄物自体の容量縮小と無害化）、そして、再使用またはリサイクルにより、最終処分される廃棄物の容量を減少させること（製品または包装容器の再使用、熱エネルギーの回収）などを意味している。

減量化制度の対象は、「指定廃棄物」（「感染性廃棄物」は除外）を年間200t以上排出する事業者（約700ヶ所）であったが、2004年度の「廃棄物管理法」の改正により、最近3年間の年平均排出量を基準にして、「指定廃棄物」以外の廃棄物を1,000t以上排出する事業者（約1,000ヶ所）にまで拡大された。対象業者は廃棄物減量化のために、3年ごとに自らの計画を立案して、提出しなければならない。未提出の業者には300万ウォンの賦課金が課せられる。

図4 事業場廃棄物の減量化制度のフローチャート



対象業者は、マニフェストシステムに接続して、減量化計画および実績などを毎年 2 月末まで提出する。「定量指標」（原材料の使用量、製品生産量および売上げ、廃棄物の発生量および減量）と「定性指標」（事業場廃棄物への減量化の取り組み）とについての書類の提出が求められる。減量化実績の分析集計後には、30 人以内の専門家で構成される「減量評価審議委員会」により、減量化実績に対する評価が行われる。その結果、「定量評価」について 80 点以上獲得した上で、合計 170 点以上の事業場は、環境部長官により優秀事業場として認定される。優秀事業場には、定期検査の免除、政府からの優先的な支援金、新聞広告の掲載などのインセンティブが与えられる。その反面で、2 年連続で減量化の実績が下位 20% の事業場のうち、希望する事業所には技術指導が無料で行われることになっているが、義務事項ではない。2005 年の場合、優秀事業場は 10 ヶ所、技術指導などが行われた事業場は 7 ヶ所であった。

減量化制度の施行後における、製品生産量当たりの廃棄物の発生量と、売上げ当たりの廃棄物の発生量とに関する実績は、次の通りである。

表 5 減量化制度の施行後における、製品生産量当たりの廃棄物の発生量と、売上げ当たりの廃棄物の発生量 (kg/ t、t/10 億ウォン)

年度		2002	2003	2004	
				実績	増減
製品生産量当たりの 廃棄物の発生量 (kg/ t)	発生量	50.5 (100%)	50.4 (100%)	42.7 (100%)	△7.7
	リサイクル量	41.4 (82%)	43.2 (86%)	36.3 (85%)	△6.9
	最終廃棄物量	9.1 (18%)	7.2 (14%)	6.4 (15%)	△0.8
売上げ当たりの 廃棄物の発生量 (t/10 億ウォン)	発生量		65.7 (100%)	62.6 (100%)	△3.1
	リサイクル量		56.2 (86%)	53.3 (85%)	△2.9
	最終廃棄物量		9.4 (14%)	9.3 (15%)	△0.1

注) () 内は、それぞれ発生量に占める割合。

出所) 事業場廃棄物の減量実績の評価 (2005)

2004 年の場合、製品 1 t を生産することで、廃棄物が 42.7kg 発生し、そのうちの 36.3kg がリサイクルされ、6.4kg の最終廃棄物が処理されていた。2003 年の実績と比べて、1 t 当たりで廃棄物が 7.7kg 減少し、リサイクル量も 6.9kg 減ったことが分かる。このように、製品生産量当たりの廃棄物の発生量が大幅に減少した要因としては、金属産業や電子産業のように、トン当たり廃棄物の発生量が低い業種が対象事業場として含まれた、ことが挙げられる。一方、売上げ当たりで見ると、廃棄物の発生量が 3.1kg、リサイクル量が 2.1kg、前年度と比べて減少した。

(2) 建設廃棄物のリサイクル促進に関する法律

「建設廃棄物」は、発生量自体は多いが、環境有害性はそれほど高くない。そして、適切な処理が行なわれれば、資源化およびリサイクルの可能性は非常に高くなる、という特徴を有している。韓国における「建設廃棄物」は、1996 年以来、平均 25% 以上の増加率を

(3) 廃棄物交換利用制度

必要な情報の不足により、埋立および焼却されてしまっている廃棄物についてのリサイクルを図るために、情報を共有することで、排出者と利用者とを結び付け、廃棄物の減量を狙う制度である。廃棄物排出者とリサイクル業者とがインターネットを通じて、廃棄物の交換利用情報を登録し、必要な廃棄物情報を自ら検索・利用できる仕組みとなっている。廃棄物排出者には、廃棄物処理費用の節減が、廃棄物リサイクル業者には、原料の安定的な需給などが期待できる。

事業場で発生するリサイクル可能な廃棄物を、リサイクル業者へ供給することを希望する業者は、誰でも参加できる。ただし、廃棄物リサイクル業者に関しては、廃棄物中間処理業許可を有する業者および廃棄物リサイクル申告が済んでいる業者のみが参加できる。2003年から施行された当制度は、2005年現在で、1,838の業者が登録している。そのうち、排出業者は1,470ヶ所、利用業者は368ヶ所である。関係するウェブ・サイトの管理は、韓国環境資源公社により行われている。

(4) 放置廃棄物処理履行保証制度

1990年代後半の「IMF 経済危機後」以後、小規模の廃棄物処理業者が破産する、というケースが多数発生した。その結果、適正処理されないまま、事業場内に長期間放置された事業場廃棄物が急激に増加した。このような放置廃棄物の防止および処理を行なうために、1999年2月から放置廃棄物の処理費用を事前に確保するための「放置廃棄物の処理履行保証制度」が導入された。放置廃棄物とは、廃棄物処理業者および廃棄物リサイクル申告者が、一定の期間を超えて操業を中断した場合、一定の期間を定めて、その処理を命じたものの、その命令を履行せずに、廃棄物処理業者が保管している廃棄物として規定されている（「廃棄物管理法」第43条第2項）。

廃棄物処理業者（許可後）およびリサイクル申告者（申告後）は、営業を開始する前に「共済協会へ分担金の納付」、「保証保険への加入」、「履行保証金の預置」のうちの一つの方法により、履行保証を果たさなければならない。共済協会に関しては、廃棄物ごとに四つの協会が運営中である。そして現在ではソウル保証保険（株）のみが保証保険の業務を取り扱っている。実際には、分担金の納付と保証保険への加入という方法で履行保証をしている業者が大部分を占めている（表5参照）。これには分担または預置する金額による経済的な誘因が働いたようである。

表6 放置廃棄物の履行保証の現状（2003）

（単位：業者の数）

区分	共済協会	保証保険	預置金	総計
	358 (25.1%)	1,050 (73.5%)	20 (1.4%)	1,428 (100%)

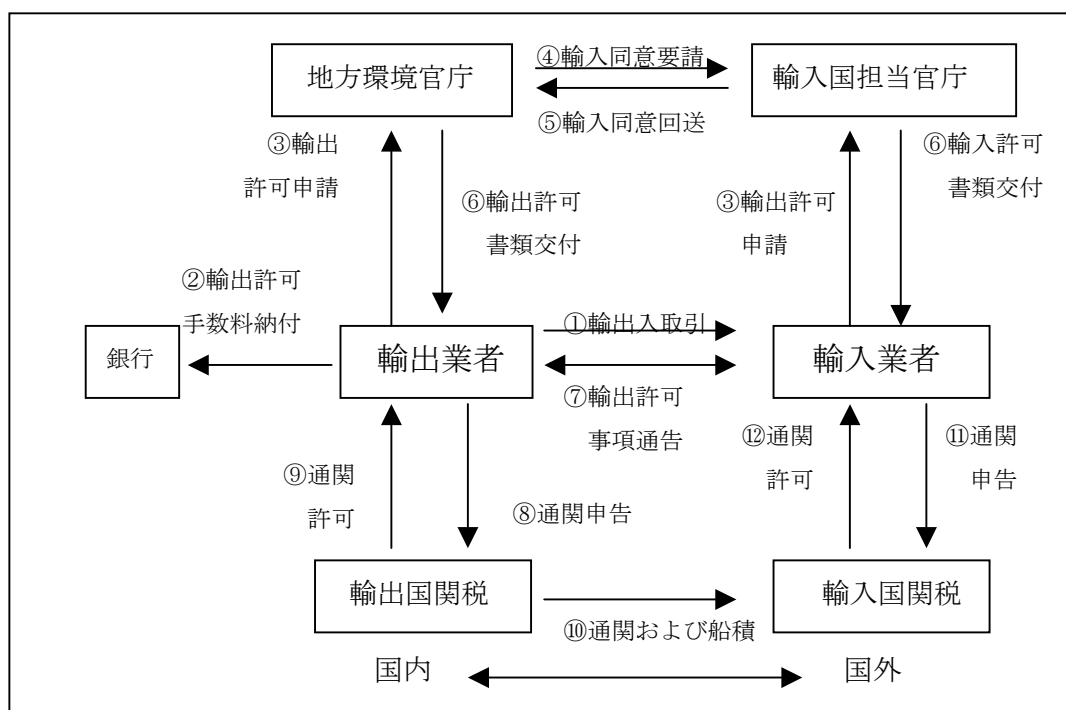
第10節 廃棄物・循環資源の輸出入

韓国における廃棄物の輸出入は、1992年に制定・施行された「廃棄物の国家間移動およびその処理に関する法律」（以下、「廃棄物の国家間移動法」と表記する）により、管理されている。そして、1994年に「バーゼル条約」を批准し、同年の5月にはその条約が発効

した。その後、1996年のOECD加入により、規制対象廃棄物に関する法規の改正が1998年に行われ、現在に至っている。実際の統制対象の廃棄物は、「廃棄物の国家間移動法」の施行令第2条の規定に基づき、「環境部」公示で99種の廃棄物が定められている。それは、赤色廃棄物7種と黄色廃棄物92種として、分類・管理されている。赤色または黄色廃棄物に該当する廃棄物は、輸出入の際に、地方環境官庁からの許可を得なければならない。

輸出の場合、一般人については、「廃棄物管理法」により、廃棄物の収集・運搬・保管・処理が禁止されているため、廃棄物取扱者（廃棄物処理業者・廃棄物リサイクル申告者・廃棄物処理施設設置者）が収集・運搬・保管した廃棄物の貿易に関する事項のみが認められている。輸出可能かどうかは、地方環境官庁に輸出許可書の提出後、12日以内に決められる。廃棄物取扱者は、地方環境官庁（輸出廃棄物の排出事業場の所在地）の許可とともに、輸入国の輸入に対する同意も得なければならない。

図6 廃棄物輸出のフロー

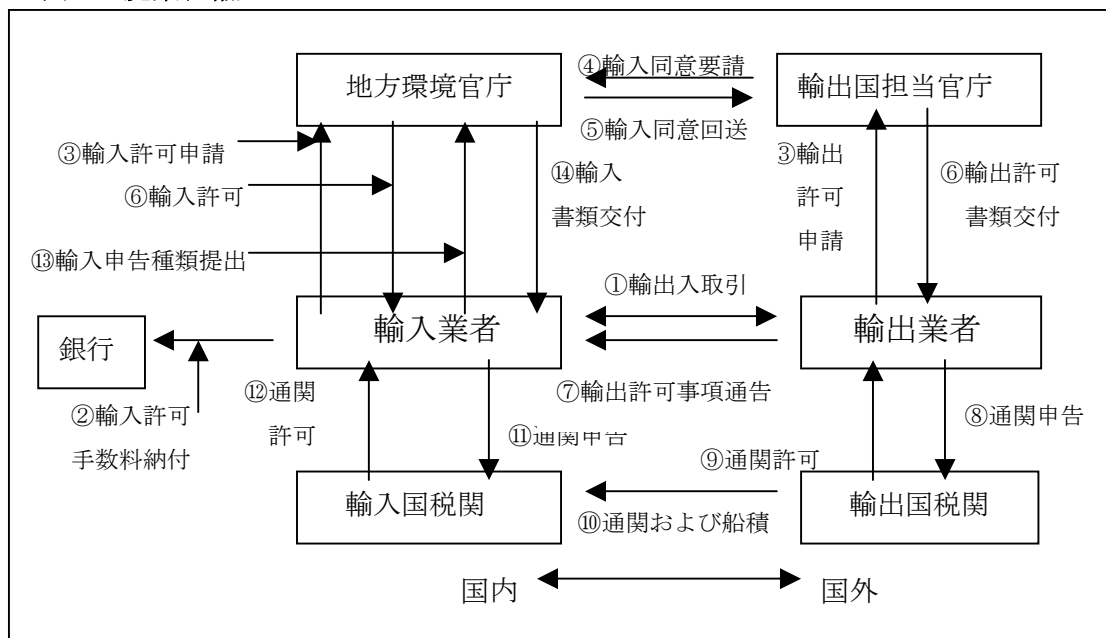


輸入の場合については、一般人でも管轄の地方環境庁長の許可を得た後で、輸入することができる。統制対象の廃棄物ではない場合は、通常の商品と同じルートで輸入できる。ただし、一般人には廃棄物の運搬・処理が認められてはいないため、「廃棄物管理法」の規定により、廃棄物取扱者が処理・リサイクルしなければならない。廃棄物取扱者は、地方環境官庁（輸入廃棄物のリサイクル施設や処理施設のある所在地）の輸入許可を必要とし、「廃棄物管理法」により処理しなければならない。廃棄物の輸入許可については、申請書の提出後、10日以内に輸入可能かどうかが決める。

韓国における有害廃棄物の輸出入の実績は、別表表1の通りである。輸出の場合、1998年以後、急激に減少したことが分かる。その反面で、輸入の場合では、輸出量をはるかに上回っている。2004年の場合、輸出は行われていないが、約14,000tの有害廃棄物が輸

入され、処理されていた。

図7 廃棄物輸入フロー



<参考文献>

環境部[2002]『第二次国家廃棄物管理総合計画』(韓国語)
 キム・クンス[2005]『産業界有害廃棄物の危険と管理』集文堂(韓国語)
 弘文館[2005]『2005年環境関係法規一廃棄物編』(韓国語)
 韓国環境資源公社[2005]『事業場廃棄物の減量実績の評価(2004年度)』(韓国語)
 韓国資源再生公社[2003]『事業場廃棄物減量化のガイドブック』(韓国語)
 ホ・ヨング[2004]『事業場における放置廃棄物の管理のための基礎研究』仁川市発展研究院(韓国語)
 市民環境研究所[2005]『感染性廃棄物関連制度の実態及び改善方案に関する研究』(韓国語)
 首都圏埋立地管理公社[2005]『事業場廃棄物減量化推進戦略樹立報告書』(韓国語)
 シン・ウイスン[2005]『韓国の環境政策と持続可能な発展』延世大学出版社(韓国語)

<ウェブ・サイト>

環境部 <http://www.me.go.kr>
 韓国環境資源公社 <http://koreco.co.kr>
 適法処理情報システム <http://www.wms-net.or.kr>
 廃棄物交換利用制度 <http://exchange.okrecycle.com>
 廃棄物リサイクル統計情報システム <http://stat.envico.or.kr>
 大韓建設循環資源協会 <http://www.koras.org>
 資源循環社会市民連帯 <http://www.waste21.or.kr>
 韓国感染性廃棄物処理協会 <http://www.kiwaa.com>
 韓国産業廃棄物処理協会 <http://www.kiwatma.co.kr>

別表1 有害廃棄物の輸出入の現状

(単位：t/千ドル)

輸出品目	1997		1998		1999		2000		2001		2002		2003		2004	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
鉛廃棄物	800	16														
イオン交換樹脂	0.2	1														
Cu スラグ			16	0.8	16	1.6										
亜鉛廃棄物	816	157														
廃触媒	5,874	98	10,530	1,582												
廃蛍光ガラス	113	40	240	100	23.2	8										
廃液晶			0.1	54	0.3	90	1.64	164								
廃水処理残材					16.5	2										
タングステン スラグ			105	328												
廃オイル					4.5	99										
PVC	16	4														
PCB 廃液							58.7	171	114.9	689	55	41	27	38		
総計	7,619.2	316	10,891.1	2,064.8	60.5	200.6	60.34	335	114.9	689	55	41	27	38		

輸入品目	1997		1998		1999		2000		2001		2002		2003		2004	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
廃バッテリー	2,421	850	958.8	190	16,264	3,333	17,347.4	3,842	14,318	3,024						
亜鉛廃棄物	17	1														
PVC スクラップ	1,711	629	385	131			33	21	22.3	14	104	21				
廃バッテリー (Ni、Cd)	1,404	451	1,138	121	66	22							540	46,800	419	190
Sludge									20	7			28	10	2,260	423
鉛スクラップ															11,409	2,780
総計	5,553	1,931	2,481.8	442	16,330	3,355	17,380.4	3,863	14,360.3	3,045	104	21	568	46,810	14,088	3,393